

平成29年度税制改正について

目 次

一 平成29年度税制改正の経緯…………… 3	三 平成29年度税制改正の概要…………… 4
二 平成29年度税制改正の基本的考え方…………… 3	

一 平成29年度税制改正の経緯

平成29年度税制改正については、昨年12月8日に与党において「平成29年度税制改正大綱」が取りまとめられました。これを踏まえ、同月22日に、「平成29年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。本年2月3日にこの大綱に基づいて作成された「所得税法等の一部を改正する等の法律案」

が国会に提出され、3月27日に成立し、3月31日に公布されました。

本稿においては、平成29年度税制改正について、「所得税法等の一部を改正する等の法律」の概要を中心に説明します。

二 平成29年度税制改正の基本的考え方

安倍内閣は、人口減少や少子高齢化といった問題に対応するため、子育てや介護への不安をなくし、女性や若者の活躍を進めることにより、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組んでいます。これを実現し、日本全体の成長力を底上げしていくためには、「働き方改革」と「イノベーション」を進めることが重要です。こうした取組によって「経済の好循環」を強化するとともに、アベノミクスの恩恵を十分に実感できない人々にもその効果を波及させていく必要があります。

また、税制が企業の商品開発や消費行動に影響を与えないよう、税制の公平性を回復し、これによって消費者にとって魅力のある商品や、地域特性を活かした商品開発を促していくことが重要です。

さらには、近年、国際課税への関心が高まりつつありますが、海外成長市場の果実を我が国の成長に取り組んでいくことが重要であり、このため、日本企業の健全な海外展開を支えつつ、国際的な租税回避に効果的に対応していく必要があります。

こうした観点から、平成29年度税制改正においては、配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の見直し、酒税改革、外国子会社合算税制を見直しなど、多岐に亘る課題に取り組みました。このほか、災害への税制上の対応に係る各種の規定の整備等を行うこととしました。

これらの改正により、平年度で170億円の増収、平成29年度においては40億円の増収と見込まれます（参考）参照。

(参考)

平成29年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	390	70
(2) 積立NISAの創設	▲ 240	0
個人所得課税 計	150	70
2. 法人課税		
(1) 研究開発税制の見直し	130	90
(2) 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設	▲ 50	▲ 30
(3) 中小企業向け設備投資促進税制の拡充	▲ 120	▲ 80
(4) 協同組合等の受取配当等益金不算入制度の特例	▲ 30	▲ 20
(5) トン数標準税制の見直し	▲ 10	0
(6) 協同組合等の貸倒引当金の特例の見直し	10	10
(7) 中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し	90	-
法人課税 計	20	▲ 30
合 計	170	40

(注1) 上記の係数は10億円未満を四捨五入している。

(注2) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる地方税の平年度の減収見込額は▲423億円。今回の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

(注3) 29年度改正におけるエコカー減税の基準見直しによる増収見込額（29年度のエコカーの普及割合の見込みを基に試算）は平年度290億円、初年度100億円（特別会計分を含む）。他方、27年度から29年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲340億円程度（特別会計分を含む）。

三 平成29年度税制改正の概要

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

我が国の経済社会は、この四半世紀の間に、人口構造の変化、家族の姿の変化、働き方の変化、家計・再分配構造の変化、経済・産業構造の変化など著しい構造変化を遂げており、個人所得課税についても、こうした構造変化に対応して改革を行っていく必要があります。こうした考え方は、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針にも示され、政府税制調査会において議論が進

められてきました。

平成29年度税制改正においては、個人所得課税改革の第一弾として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するという喫緊の課題へ対応する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行いました。

配偶者がパート収入を103万円以内に抑えるべく就業時間を調整する傾向があると指摘されています（いわゆる「103万円の壁」）。税制面においては、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入

が逆転しない仕組みとなっており、税制上この「103万円の壁」は解消しております。それにもかかわらず、就業調整の傾向が見られる要因として、配偶者控除において38万円の控除が受けられる給与所得者である配偶者の収入上限の「103万円」という水準が、企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、心理的な壁として作用していることが指摘されています。最低賃金が引き上げられるにつれ、パート収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は更に強まる懸念され、経済の回復基調の下で生じつつある人手不足問題が深刻化するおそれがあります。

このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行いました。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与所得のみの場合、給与収入150万円）に引き上げました。その際、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設けました。

同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性や所得再分配機能の回復の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとしました。具体的には、控除額は合計所得金額900万円（給与所得のみの場合、給与収入1,120万円）から逡減し、1,000万円（給与所得のみの場合、給与収入1,220万円）で消失します。これにより、国・地方を通じて税収中立が確保されます。

2 デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

デフレ脱却・経済再生を通じて600兆円経済を実現するため、税制において、企業による一層の「攻めの投資」や賃上げを促す取組みを進めました。

(1) 競争力強化のための研究開発税制の見直し

研究開発税制については、研究開発投資を増加させるインセンティブを強化する観点から、見直しを行いました。

具体的には、総額型の仕組みについて、企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する現行制度の構造を見直し、試験研究費の増減に応じた税額控除率としました。また、IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」による新たなビジネス開発を後押しするため、研究開発税制の対象に、センサー等による自動的なデータの収集や、専門家による情報解析技術を用いた分析など、「第4次産業革命型」のサービス開発のための試験研究に係る一定の費用を新たに追加しました。加えて、「第4次産業革命」が進展する中、オープンイノベーションがますます重要となっていることを踏まえ、オープンイノベーション型の研究開発に対する措置や私立大学における受託研究の非課税措置の使い勝手を向上するため、対象費用の追加・変更の柔軟化や手続きの簡素化など、要件を緩和しました。

(2) 賃上げを促すための所得拡大促進税制の見直し

企業の賃上げインセンティブを更に強化する観点から、高い賃上げを行う企業への支援を強化するよう、所得拡大促進税制の見直しを行いました。

具体的には、大企業について、平均給与等支給額が前年度比2%以上となる賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、前年度からの給与支給総額の増加額について、2%の税額控除の上乗せを行いました。中小企業については、現行制度を維持しつつ、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合には、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せしました。

(3) コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

企業と投資家の対話の充実を図るため、上場企業等が株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、法人税等の申告期限を事業年度終了後から最大6ヶ月後まで延長可能としました。また、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするため、複数年度の利益に連動した給与や株主に連動した給与などを損金算入の対象としました。併せて、経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するため、事業の一部を切り出して独立会社とするスピノフ等の円滑な実施を可能とするよう、組織再編税制の整備を行いました。

(4) 積立NISAの創設

現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するため、年間の投資上限額40万円、非課税期間20年の積立NISAを新たに創設しました。投資対象商品は、複数の銘柄の有価証券等に対して分散投資を行うなどの要件を満たし、リスクの集中の回避が図られた投資信託としました。

3 ローカル・アベノミクスの推進

(1) 地域中核企業向け設備投資

地域経済を牽引する中核企業等が、先端技術を活かしたものづくりなど、地域経済に波及効果のある高い先端性を有する事業に挑戦するために、設備投資を対象に、特別償却（機械装置等40%、建物・附属設備等20%）又は税額控除（機械装置等4%、建物・附属設備等2%）ができる制度を創設しました。

(2) 中小企業向け設備投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制のうち、生産性の高い先進的な設備や生産ライン等の改善に資する設

備への投資を対象とする即時償却又は税額控除ができる上乗せ措置を改組して、中小企業等経営強化法の認定計画に基づく制度を創設した上で、これまで対象外であった器具備品及び建物附属設備を対象設備に追加しました。

(3) 事業承継税制の見直し

中小企業経営者の高齢化が進行していること等を踏まえ、早期かつ計画的な事業承継の更なる促進を図る観点から、事業承継税制を更に使いやすくするための見直しを行いました。具体的には、災害による被害を受けた場合や主要取引先の倒産等により売上が減少した場合に、引き続き猶予が継続されるよう、雇用確保要件を免除するなどの見直しを行いました。また、猶予取消時の税負担への不安を軽減するため、相続時精算課税制度との併用を認め、生前贈与を行いやすくしました。加えて、取引相場のない株式について、相続税法の時価主義の下、配当、利益、純資産の各要素の比準割合を同率にするなど、より実態に即した評価の見直しを行いました。

4 酒税改革

類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料（「ビール」、「発泡酒」、「新ジャンル」）や「醸造酒類」の税率格差の解消、「ビール」の定義拡大など、酒税改革に取り組みました。

これにより、税負担ではなく消費者の嗜好を追及した商品開発、地域の特色を活かした商品開発、国際的にも評価される商品の開発が進み、地方創生や国際競争力の強化にもつながることが期待されます。

(1) 税率構造の見直し

ビール系飲料の税率について、平成38年10月1日に、1kl当たり155,000円（350ml換算54.25円）に一本化します。これにより、ビールの税

率は価格比で見て戦後最低水準まで引き下がり、国際的にも遜色のない水準となります。他方、特に「新ジャンル」の税率（現行1kl当たり80,000円（350ml換算28円））が引き上がる中で、消費者の負担が急激に変動することのないよう、税率見直しは三段階に分けて行い、第一段階は平成32年10月1日に、第二段階は平成35年10月1日に実施します。

ビール系飲料以外の「その他の発泡性酒類」（いわゆるチューハイ等）については、「果実酒」など他の酒類の税率とのバランスや、アルコール健康障害対策基本法の下での不適切飲酒の誘因防止の取組も踏まえ、現行の1kl当たり80,000円（350ml換算28円）から1kl当たり100,000円（350ml換算35円）に引き上げることとし、酒税の税率構造の見直しが完成する平成38年10月1日に実施します。

また、「醸造酒類」については、「清酒」（現行1kl当たり120,000円）と「果実酒」（1kl当たり80,000円）との間の税率格差を解消するため、税率を1kl当たり100,000円に統一することとし、平成32年10月1日と平成35年10月1日の二段階で税率の見直しを実施します。

(2) 酒類の定義の見直し

現行、「ビール」は、麦芽比率が67%以上であり、麦芽、ホップ及び水のほか、麦、米、とうもろこし等の一定の副原料のみで作られたものと定義されています。こうした「ビール」の定義について、地域の特産品を用いた地ビール開発を後押しする観点や外国産ビールの実態を踏まえた見直しを行うこととし、具体的には平成30年4月1日より、麦芽比率50%以上の商品や、副原料として果実や一定の香味料を少量用いている商品をビールの定義に追加することとしました。

また、現行の「発泡酒」の定義について、性質が共通する商品間の税負担の公平性を回復するため、「新ジャンル」、さらには将来的に開発されうる類似商品も「発泡酒」の定義に取り込

めるよう、新たにホップを原料の一部とする商品や、色度や苦みの程度（苦味価（くみか））が一定以上の商品を「発泡酒」の定義に追加することとし、ビール系飲料の第二段階の税率見直しとあわせて、平成35年10月1日より実施します。

5 経済活動の国際化・ICT化への対応と租税回避の効果的な抑制

(1) 国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、日本企業の健全な海外展開を支え、その果実の国内経済への環流を促すとともに、租税回避に対してはこれまで以上に効果的に対応していくとの考え方の下、平成29年度税制改正においては、外国子会社を通じた租税回避を抑制することを目的とする「外国子会社合算税制」を総合的に見直しました。具体的には、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との「BEPSプロジェクト」の基本的考え方等を踏まえ、経済実体がない、いわゆる受動的所得は合算対象とする一方で、実体ある事業からの所得であれば、外国子会社の税負担率にかかわらず合算対象外としました。なお、租税回避リスクの高くない外国子会社に過度な事務負担が発生しないよう、所要の措置を講じました。

(2) 国外財産に対する相続税等の納税義務の見直し

経済のグローバル化に伴い、日本で就労する外国人が増加していることへの対応として、滞在など住所が一時的な外国人、具体的には過去15年以内に日本に住所を有していた期間の合計が10年以下である外国人については、日本に住所を有したことがないものとみなし、その国外財産を相続税等の課税対象としないこととしました。これにより、高度外国人材等の受入れの促進にもつながるものと期待されます。

他方、租税回避を抑制するため、相続人等又は被相続人等が10年以内に国内に住所を有する

日本人である場合は、国内財産及び国外財産を相続税等の課税対象とする等の見直しを行いました。

6 その他

(1) 災害に関する税制上の措置

近年災害が頻発していることを踏まえ、災害減免法等の規定に加え、例えば、災害によって住宅に居住することができなくなった場合に住宅ローン控除制度を継続適用できる特例など、これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤を整備しました。

(2) 円滑・適正な納税の環境整備

経済活動の ICT 化・多様化等の進展に伴い、犯則事件を取り巻く環境が急速に変化している一方で、国税犯則取締法については、昭和23年の改正以降、大幅な改正がなされておらず、こうした環境変化に対応した証拠収集が困難となってきています。こうした環境変化を踏まえ、刑事訴訟法に倣い電磁的記録の証拠収集手続きを整備するとともに、関税法に定める犯則調査手続き等を参考として調査手続き等を整備する等の所要の見直しを行いました。